

多面的機能支払交付金 第3期制度見直しについて

令和7年1月
農林水産省 農村振興局
農地資源課

《本資料の取扱い》

- 本資料の内容はR7概算決定時点で整理しています。
- 国予算成立までの協議により要件等に変更が生じた場合は、改めて変更点が通知されます

- 1 多面的機能支払交付金の課題と次期(第3期)対策の方向について
- 2 第2期からの見直し事項の概要
- 3 拡充事項
- 4 環境負荷低減のクロスコンプライアンス(みどりチェック)について

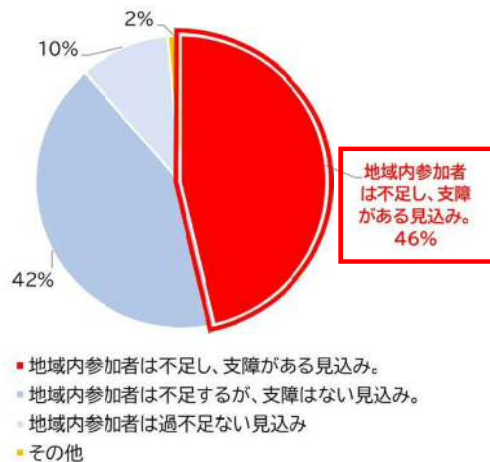
1 多面的機能支払交付金の 課題と次期（第3期）対策の方向について

多面的機能支払の課題

- 地域共同活動による保安全管理について、将来は約半数の組織において、参加者の不足により活動に支障をきたす見込みがあるとともに、小規模活動組織を中心に、役員・事務処理担当者の高齢化・後継者不足等により、活動を継続できなくなるおそれがある状況。
- 地球温暖化の防止や生物多様性の保全に資する長期中干し、冬期湛水等の取組面積は、減少又は現状維持の傾向が見られる状況。また、長期中干し、冬期湛水等は地域全体の水管理に係る調整が必要。

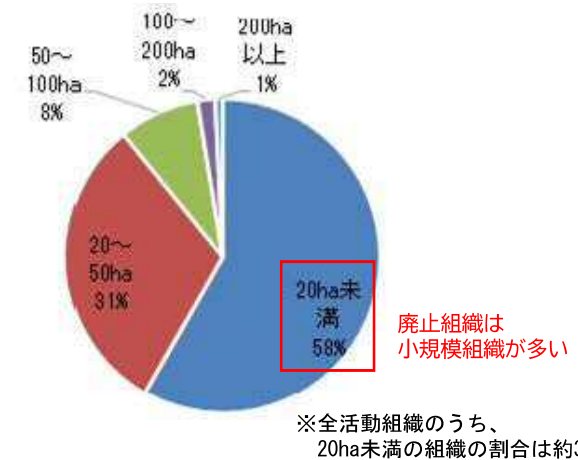
○ 地域共同活動への地域内参加の充足状況に関する認識

● 将来(5~10年後)の充足状況の認識



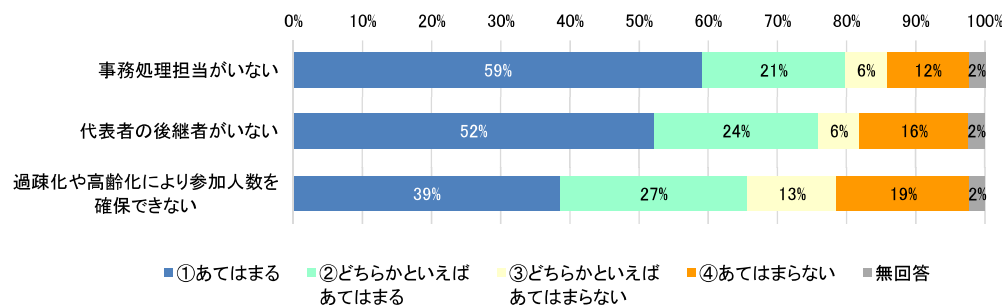
資料：令和5年度農林水産省農地資源課調べ（回答数1,010組織）

○ 多面的機能支払の廃止組織の面積階層別内訳



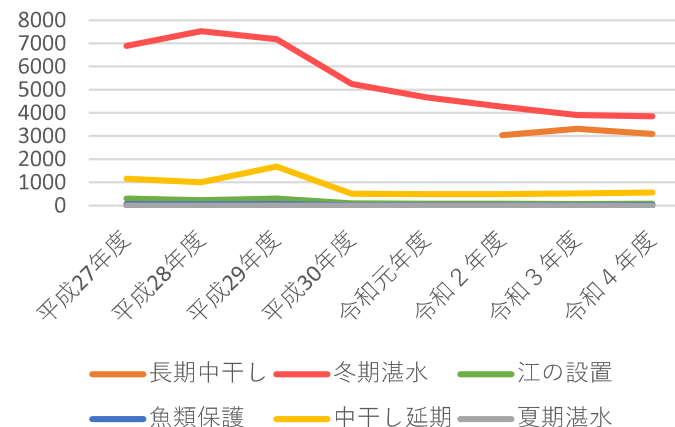
資料：令和3年度→令和4年度動向調査結果より作成（N=386組織）

○ 多面的機能支払の取組を継続しなかった理由



資料：平成30年度に活動を終了した組織への調査（回答数1,302組織）より作成

○ 環境直払の取組別実施面積



2 第2期からの見直し事項の概要

<対策のポイント>

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援します。

<事業目標>

- 農地・農業用水等の保安全管理に係る地域の共同活動への多様な人材の参画率の向上（5割以上 [令和7年度まで]）
- 農地・農業用水等の保安全管理に係る地域の共同活動により広域的に保安全管理される農地面積の割合の向上（6割以上 [令和7年度まで]）

<事業の内容>

1. 多面的機能支払交付金 48,463 (47,050) 百万円

① 農地維持支払

地域資源の基礎的保全活動等の多面的機能を支える共同活動を支援します。

② 資源向上支払

地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。

交付単価

(円/10a)

	都府県			北海道		
	①農地維持支払	②資源向上支払 (共同) ※1	③資源向上支払 (長寿命化)※1,2,3	①農地維持支払	②資源向上支払 (共同) ※1	③資源向上支払 (長寿命化)※1,2,3
田	3,000	2,400	4,400	2,300	1,920	3,400
畑	2,000	1,440	2,000	1,000	480	600
草地	250	240	400	130	120	400

[5年間以上実施した地区は、②に75%単価を適用]

※1：②、③の資源向上支払は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要

※2：①、②と併せて③の長寿命化に取り組む場合は、②に75%単価を適用

※3：③の長寿命化において、直営施工を行わない場合は、5/6単価を適用 ④

2. 多面的機能支払推進交付金 1,585 (1,539) 百万円

交付金の適正かつ円滑な実施に向けて、都道府県、市町村等による事業の推進を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

※黄色ハイライトは拡充等項目

農地維持支払

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持 等
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保安全管理に関する構想の策定 等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



農道の路面維持

資源向上支払

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修、景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動 等
- ・老朽化が進む水路、農道などの長寿命化のための補修 等



水路のひび割れ補修



農道の窪みの補修



ため池の外來種駆除

実施主体：農業者等で構成される組織（①及び③は農業者のみで構成する組織でも取組可能）
対象農用地：農振農用地及び多面的機能の発揮の観点から都道府県知事が定める農用地

【加算措置】

(円/10a)

項目		都府県	北海道
多面的機能の更なる増進への支援 ③	多面的機能の増進を図る活動の取組数を新たに1つ以上増加させる場合等 (加算対象活動に「広域活動組織における活動支援班※の設置及び活動の実施」、「水管理を通じた環境負荷低減活動の強化」の項目を新たに追加)	田 畑 草地	400 80 20 320
	水田の雨水貯留機能の強化 (田んぼダム) への支援	田	400 320

(円/10a)

項目	交付単価	項目	交付単価	
② 環境負荷低減の取組への支援	長期中干し	① 組織の体制強化への支援 広域活動組織の設立と活動支援班※の設置を併せて行うこと	40万円/組織	
	化学肥料と化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と併せて環境負荷軽減に取り組む面積が増加する場合			
	冬期湛水			※広域活動組織内の集落をまたいで共同活動を支援することを目的として設置される班
	夏期湛水			
	中干し延期			4,000
	江の設置等			8,000
作溝実施	3,000			
作溝未実施	4,000	3,000		

第2期からの見直し事項の概要

○拡充事項

	第2期	第3期
加算措置	<ul style="list-style-type: none"> ● 多面的機能の更なる増進への支援 ● 水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ● 組織の体制強化への支援（新設）（①） ● 環境負荷低減の取組への支援（新設）（②） ● 多面的機能の更なる増進への支援 「広域活動組織における活動支援班の設置及び活動の実施」、「水管理を通じた環境負荷低減活動の強化」の項目を新たに追加（③） ● 水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）への支援

○その他変更点

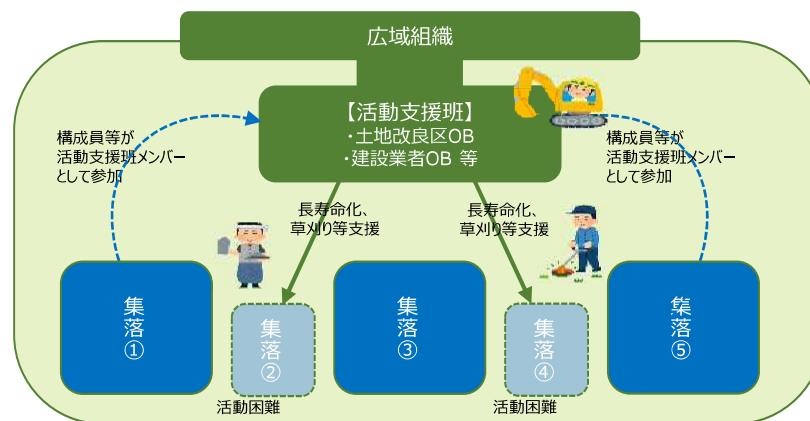
	第2期	第3期
資源向上支払（長寿命化）の交付単価	広域活動組織の規模を満たさず、かつ直営施工を実施しない場合は、資源向上支払（長寿命化）の基本単価に5/6を乗じる	（活動組織の規模に関わらず）直営施工を実施しない場合は、基本単価に5/6を乗じる（④）
事業実施主体の追加		見送り

3 拡充事項

① 組織の体制強化への支援

活動組織の広域化と活動支援班の設置による体制強化を促進するため、広域活動組織の設立と活動支援班の設置を併せて行う場合に、40万円/組織を加算する。

活動支援班とは



●活動支援班の定義・要件

- ・複数の集落※₁で構成される広域活動組織※₂において、活動組織内の集落をまたいで共同活動※₃を支援することを目的として設置される作業チーム。
- ・活動支援班のメンバーは、活動組織の構成員であり、複数人で構成されていること。

※₁ 農林業センサスにおける農業集落をいう。（多面的機能支払交付金実施要領第1の4の（7）参照）

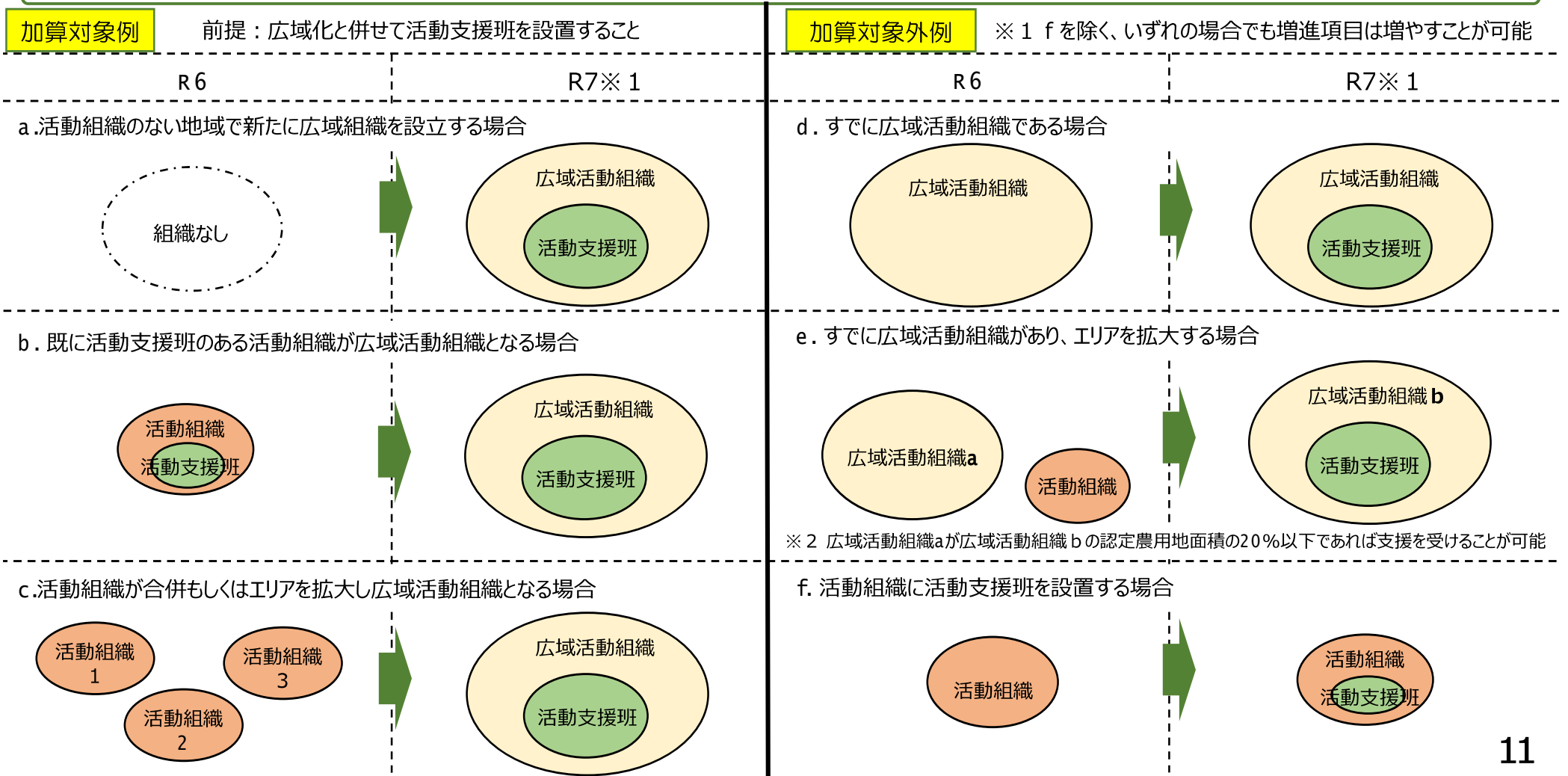
※₂ 活動支援班加算の制度の目的は、「活動支援班の設置」だけでなく、「広域活動組織の設立」を促進することであり、既に広域活動組織となっている組織が面積を拡大する場合や令和6年度までに広域活動組織を設立し広域化加算を受け取っていない場合は、支援の対象外。（増進項目は対象となる。）

※₃ 水路の草刈りや泥上げ等の基礎的な保全活動、長寿命化の取組だけでなく、農村環境保全活動等も対象。

① 組織の体制強化への支援

活動支援班加算の対象となる場合

活動支援班加算の対象となるのは、
活動支援班加算を申請する年度に、広域活動組織を設立し、活動支援班を設置する場合。
※活動支援班の活動の有無は要件としない。（増進項目は、活動の有無は要件となる。）



② 多面的機能支払交付金における環境負荷低減の取組の推進

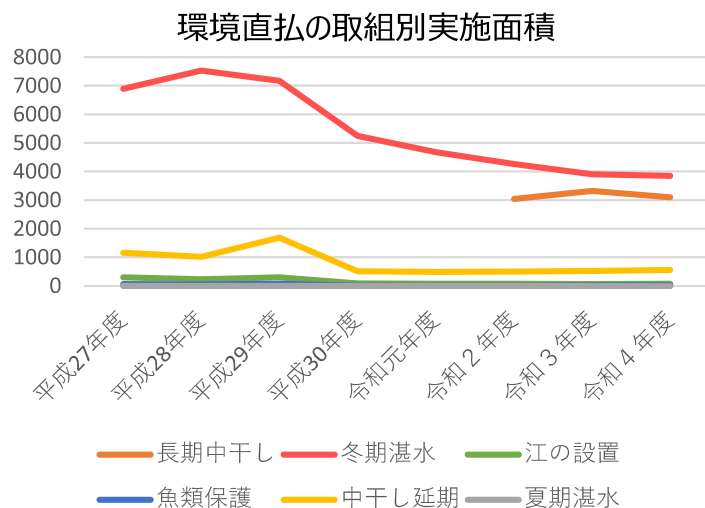
地域共同で行う環境負荷低減の取組を促進するため、長期中干し、冬期湛水等への支援を追加する。

背景

○「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」に基づく具体的な施策の内容（令和5年12月）において「多面的機能支払交付金について、（中略）環境負荷低減に係る地域ぐるみの活動の推進といった観点から、新たな仕組みを導入することを検討する」とこととされたところ。

○現在、環境保全型農業直接支払で支援している環境負荷低減の取組（長期中干し、冬期湛水、夏期湛水、江の設置、中干期間の延期）については、取組面積の減少又は現状維持の傾向が見られる状況にある。

○また、これらの取組について、水資源の確保や水管理方法など営農以外の調整が必要であることを踏まえ、地域でまとまりをもって取り組むことで、より効果的に実施できることが期待される。



対策

環境負荷低減の取組推進

① 資源向上支払（共同）

○多面的機能の増進を図る活動の追加

地域資源の質的向上を図る共同活動における多面的機能の増進を図る活動項目に、「水管理を通じた環境負荷低減の強化」を追加

<要件>

環境負荷低減の取組（長期中干し、冬期湛水、夏期湛水、江の設置、中干期間の延期）を行うこと。（化学肥料等の低減は要件としない。）



○環境負荷低減に係る新たな加算措置（みどり加算）の創設

<要件>

化学肥料等を5割以上低減する取組と合わせて環境負荷低減に取り組む面積が増加する場合に、実施面積に応じて加算
（長期中干し：800円/10a、冬期湛水：4,000円/10a等）

※みどり加算については、R7年度から5年間以上実施した地区が加算単価に0.75を乗じた額になる。
（既存制度：農地・水保管理支払の取組を含め5年間以上実施した地区は資源向上（共同）の単価に0.75を乗じた額になる。）

② 環境負荷低減の取組への支援（みどり加算）

地域共同で行う環境負荷低減の取組を促進するため、これまでの環境保全型農業直接支払交付金において支援対象としてきた長期中干し等の水管理を伴う取組への支援を資源向上支払の加算措置（みどり加算）として追加する。

	令和6年度まで 環境保全型農業直接支払交付金	令和7年度以降 多面的機能支払交付金（資源向上支払（共同）みどり加算）
実施主体	・①農業者の組織する団体、②一定の条件を満たす農業者	・①農業者の組織する団体、②一定の条件を満たす農業者（R7～R11年度のみ） ・活動組織
対象取組と支援単価	<p>【全国取組】 長期中干し：800円/10a</p> <p>【地域特認取組】 冬期湛水：4,000円/10a 冬期湛水（有機質肥料/畦畔補強）：8,000円/10a 冬期湛水（有機質肥料）：7,000円/10a 冬期湛水（畦畔補強）：5,000円/10a 夏期湛水：8,000円/10a 中干し延期：3,000円/10a 江の設置等（作溝実施）：4,000円/10a 江の設置等（作溝未実施）：3,000円/10a</p>	<p>長期中干し：800円/10a</p> <p>冬期湛水：4,000円/10a</p> <p>（冬期湛水は多面（資源向上（共同）みどり加算）、追加的活動である、有機質肥料に係る経費は環直（堆肥）、畦畔補強に係る経費は多面資源向上（資源向上（共同））にて支援）</p> <p>夏期湛水：8,000円/10a 中干し延期：3,000円/10a 江の設置等：4,000円/10a（作溝実施） 3,000円/10a（作溝未実施）</p>
要件	<ul style="list-style-type: none"> 対象取組実施ほ場における主要作物について、化学肥料・化学合成農薬を都道府県の慣行レベルから原則5割以上低減する取組と合わせて行うこと 販売農家であること 推進活動を実施すること 	<ul style="list-style-type: none"> 対象取組実施ほ場における主要作物について、化学肥料・化学合成農薬を都道府県の慣行レベルから原則5割以上低減する取組と合わせて行うこと 活動期間中に取組面積を拡大する目標を設定し、達成すること 活動組織が実施する場合、農地維持支払、資源向上支払（共同）を実施していること
交付金の交付	<ul style="list-style-type: none"> 実施面積（畦畔を除く）に各取組の単価を乗じた額を交付 同一ほ場に対する支援は一取組のみ 	<ul style="list-style-type: none"> 実施面積（畦畔を除く）に各取組の単価を乗じた額を交付 同一ほ場に対する支援は一取組のみ
対象農用地	<ul style="list-style-type: none"> ①農業振興地域内の農地 ②生産緑地地区内の農地 	<ul style="list-style-type: none"> ①農振農用地区域内の農用地 ②都道府県知事が多面的機能の発揮の観点から必要と認める農用地 ※環直で農振農用地区域外で行っていた場合は、多面では知事特認を受ける必要

②-2 みどり加算の実施要件

対象取組ごとの実施要件

「対象取組」の実施要件は、これまでの環境保全型農業直接支払交付金（全国共通取組、地域特認取組）における実施要件と同様とし、5割低減の取組と組み合わせた取組であることと併せ、以下のとおりとします。

長期中干し

- ① 主作物が水稻であること。
- ② 稲の生育中期に10a当たり1本以上の溝切りを実施した上で14日間以上の中干しを実施すること。

冬期湛水

- ① 主作物が水稻であること。ただし、R6年度まで環境保全型農業直接支払交付金の地域特認取組において認められた主作物であり、R7年度以降も引き続き実施する場合は、この限りではない。
- ② 10月～翌年3月の期間内に2か月間以上の湛水期間を確保するための適切な取水措置及び漏水防止措置が講じられていること。
- ③ 市町村等が作成した計画に即して実施されている取組であること又は生物多様性保全に資するものとしてその実施に関して市町村長の承認等を得た取組であること

夏期湛水

- ① 主作物が野菜、麦類、なたね等であり、転作田又は湛水可能なほ場であること。
- ② 6月下旬～9月上旬の期間内に2か月間以上の湛水期間を確保するため、前作の収穫後に耕起、代かき、畦畔補修等、適切な漏水防止措置及び適切な取水措置が講じられていること。
- ③ 湛水期間中の開放水面を維持するため、深水管理等の雑草対策に努め、雑草の繁茂がみられた部分については必要に応じて適宜代かきを行う等、適切な管理が行われていること。
- ④ 市町村等が作成した計画に即して実施されている取組であること又は生物多様性保全に資するものとしてその実施に関して市町村長の承認等を得た取組であること

中干し延期

- ① 主作物が水稻であること。
- ② 中干し開始時期を慣行時期より1か月程度延期又は中止し、慣行の水稻栽培期間、常時湛水状態を保つこと。
- ③ 常時湛水状態を保つための定期的な水管理、畦の点検・補修を実施すること。

江の設置等※1

- ① 主作物が水稻であること。
- ② 水田内に江（ビオトープ、生き物緩衝帯）を設置すること。
10a当たり原則10m以上とし、10m/10aに満たない場合は※2のとおり取組面積を調整する。
江の形状は、原則として「深さ10cm以上、水面幅30cm以上」とする。
※2 取組面積(a (a未満切り捨て)) = 設置した長さ(m)
- ③ 湛水の状態とする期間は、原則として、中干し開始時から8月中旬までとする。
- ④ 湛水の状態とする期間中、江に除草剤を使用しないこと。

※1 R6年度まで環境保全型農業直接支払交付金の地域特認取組によって魚類保護の取組を行っていた岩手県、滋賀県においては、江の設置等（作溝未実施）として当該取組を実施することを可能と考えています。



長期中干し



冬期湛水



江の設置

③ 多面的機能の更なる増進への支援項目の追加

多面的機能の増進を図る活動

○地域の創意工夫に基づき、以下のa～jから選択した活動と、kの広報活動を毎年度実施※^{1、2}します。

○令和7年度より、hとを新たに追加します。

a：遊休農地の有効活用	b：鳥獣被害防止対策及び環境改善活動の強化
c：地域住民による直営施工	d：防災・減災力の強化
e：農村環境保全活動の幅広い展開	f：やすらぎ・福祉及び教育機能の活用
g：農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化	h：水管理を通じた環境負荷低減活動の強化
i：広域活動組織における活動支援班※の設置及び活動の実施	
j：a～iのほか、都道府県が実施要綱に基づく基本方針において対象活動とすることとした活動	
k：広報活動・農的関係人口の拡大	

- ※1 直ちにa～jのいずれかの活動に取り組みない地区については、資源向上支払（共同）の交付単価は基本単価に5/6を乗じた額になります。
- ※2 対象農用地に中山間地域等が含まれる場合は、kの広報活動の実施を任意としています。

○多面的機能の増進を図る活動に取り組んでいる活動組織が、新たに活動項目を選択し、1活動項目以上追加する場合又は初めて多面的機能の増進を図る活動に取り組む組織が2活動項目以上選択して取り組む場合、資源向上支払（共同）に単価の加算を行います。

	都府県	北海道
田	400	320
畑	240	80
草地	40	20

※農地・水保全管理支払の取組を含め5年間以上実施、または長寿命化のための活動に取り組む地区は加算単価に0.75を乗じた額になります。

※加算措置の適用期間は、本加算措置を受けた年度から、当該活動期間の最終年度までに限ります。

i：広域活動組織における活動支援班の設置及び活動の実施

○要件

広域活動組織において、活動支援班が設置されており、その活動支援班が広域活動組織内の集落をまたいで活動を実施している場合、要件を満たしているものとみなされます。

○必要な手続、確認方法

活動計画を提出する際に、活動支援班の構成員名簿を併せて提出いただく必要があります。（申請後に設置した場合は、申請した年度の報告時に設置したことが分かる書類を提出）

また、活動支援班の活動実績については、活動記録の備考欄に記載する必要があり、それをもとに活動の有無を確認します。

○活動記録（修正案）

活動実施日時		活動参加人数	活動項目番号（左詰め）	活動内容		具体的な活動内容 （活動場所、活動内容、連携して実施した団体、活動支援班による活動、直営施工等できるだけ具体的に記載）
日付	実施時間			支払区分	活動項目	

h：水管理を通じた環境負荷低減活動の強化

○要件

環境負荷低減の取組（長期中干し、冬期湛水、夏期湛水、江の設置、中干し期間の延長）をほかの増進項目と同様に、活動組織内で決めた農地において実施すれば、増進活動としてみなされます。具体的な要件はP14に示しているものと同様ですが、増進活動については、化学肥料・化学合成農薬を都道府県の慣行レベルから原則5割以上低減する取組を要件や、取組面積の拡大についての要件、一ほ場一取組の制限はありません。

○必要な手続、確認方法

ほかの増進項目と同様に、活動記録をもとに確認します。

④ 資源向上支払（長寿命化）の交付単価

- 多面的機能支払交付金の長寿命化対策については、これまで、
 - ・ 活動組織の広域化による効率的な長寿命化対策
 - ・ 経費削減が可能である多様な主体の参画による直営施工
 を促すため、「広域活動組織の規模を満たさず、かつ直営施工を実施しない場合は、資源向上支払（長寿命化）の基本単価に5/6を乗じる」こととしていました。
- 一方、長寿命化対策の支出に占める外注費は高い水準となっており、限られた予算の中でより多くの長寿命化対策を進めるためにも、外注する場合と比較して安価に実施できる直営施工を更に推進するべく、令和7年度からは、活動組織の規模に関わらず、「直営施工を実施しない場合は、基本単価に5/6を乗じる」こととしました。

現行：広域活動組織の規模を満たす、または直営施工を実施する場合以外は、基本単価に5/6を乗じる

	広域活動組織の規模を満たさず	広域活動組織の規模を満たす
直営施工なし	5/6単価	フル単価
直営施工あり	フル単価	フル単価

改正：直営施工を実施しない場合は、基本単価に5/6を乗じる（経過措置※あり）

	広域活動組織の規模	
直営施工なし	5/6単価	
直営施工あり	フル単価	

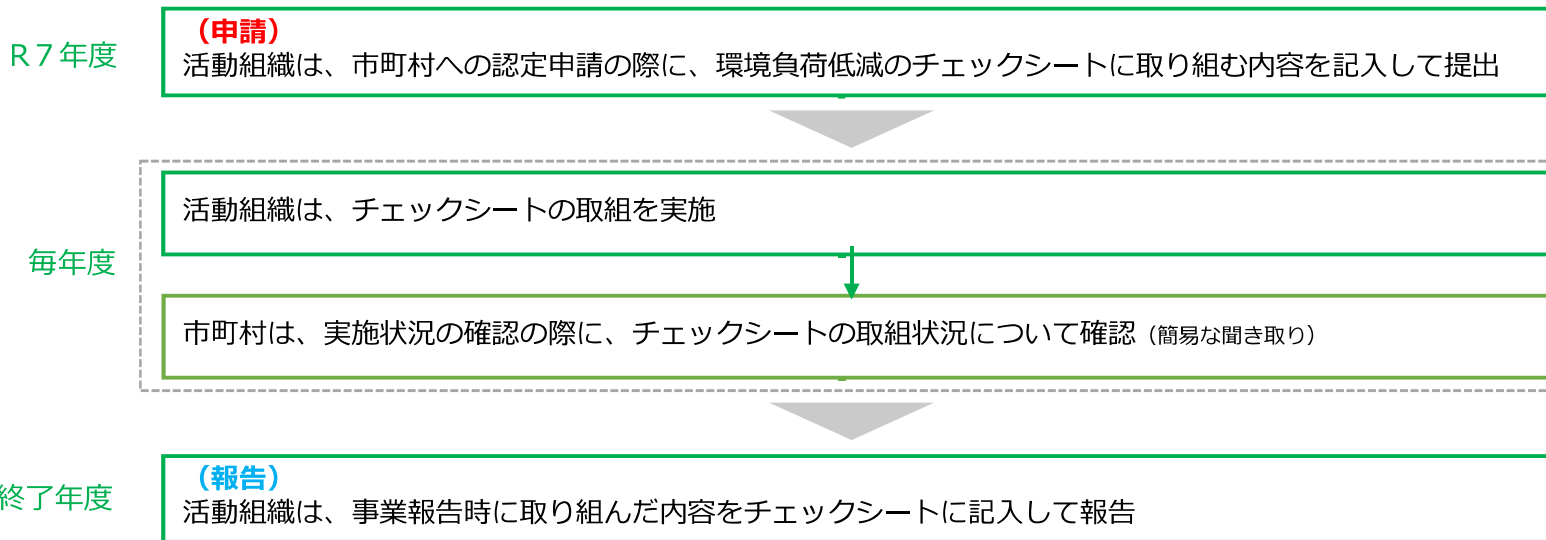
※新たな活動期間から適用（現行の活動期間中は現行の単価）

4 環境負荷低減のクロスコンプライアンス (みどりチェック) について

環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）の要件化について

- 「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」に基づく具体的な施策の内容（令和5年12月）において、みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化として、**農林水産省の全ての補助事業等に対して、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を義務化する「クロスコンプライアンス」を導入**することとしたところ。
- 中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金では、令和7年度からの次期対策において、**環境クロスコンプライアンス（みどりチェック）を事業の要件**とし、集落協定、活動組織等は市町村への認定申請の際に、**環境負荷低減のチェックシートに取り組む内容を記入して提出**。また、対策期間（中山間直払）、活動期間（多面支払）の最終年度の事業報告時に**取り組んだ内容を記入して提出**。

みどりチェックの手続の流れ（案）【多面支払の場合】



※ 報告後、一部の活動組織を対象とした抽出検査が国のみどりチェック担当者により実施されます。（確認）
 ※ R7年度から試行的に実施し、その上で詳細を固め、R9年度から本格実施に移行します（報告内容に不備があった場合の具体的措置は、今後の検討となります。）。

	R7	R8	R9	R10	R11	備考	活動終了年度	活動組織数
活動期間 R7~11	★ ・チェックシート申請				★ ・報告 ・確認（クロコン担当）		R7	約1,700組織
R7~R10に活動終了する組織	★ ★ ・報告 ・確認（試行）	★ ★ ・報告 ・確認（試行）	★ ★ ・報告 ・確認（あり）	★ ★ ・報告 ・確認（あり）		確認については、報告のとりまとめが翌年度となるため、翌年度中の確認となります。（要調整）	R8	約4,500組織
							R9	約 700組織
							R10	約 1万組織
							R11	約9,000組織

